

豊橋市知的財産権取得事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この交付要領は、豊橋市知的財産権取得事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき運用にあたり必要な事項を定める。

(補助対象外経費)

第2条 要綱第4条第1項の補助対象経費には、次に掲げるものは含まないものとする。

(1) 出願前後に係る次に掲げる経費

先行技術調査料、期限管理手数料、出願審査請求手数料、手続補正書手数料、登録印紙代等

(2) 日本国特許庁を通さない特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願に係る経費

(3) 特許庁への郵送に係る費用等

(4) 豊橋市への出願助成申請支援手数料、出願書類準備打ち合わせ料等

（交付の申請時に添付する書類）

第3条 要綱第6条第1項の交付の申請において、複数人で発明した知的財産権を共同で出願し、申請者とその他の者で出願に係る経費を出資し合う場合は、それぞれが出资した額の分かる書類を提出すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。